

第4回グリーンイノベーションWG 議事概要

1. 日時：平成22年4月29日（木）17:00～20:00

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 出席者：

（委員）有村俊秀、安念潤司、伊藤敏憲、柏木孝夫、澤昭裕、速水亨、松村敏弘、
目加田説子、山崎福寿、早稲田祐美子、相澤光江、大上二三雄、大畑理恵、
八田達夫、草刈隆郎

（政府）大塚副大臣、田村大臣政務官

（事務局）松山事務局長、小田審議官、吉田参事官、越智室参事、野村企画官

4. 議事概要：

松山事務局長 それでは、時間になりましたので、「グリーンイノベーションWG第4回会合」を開催いたします。

皆様方には、御多用中、また祝日にもかかわらず、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、まず大塚副大臣から一言お願いします。

大塚副大臣 皆さん、こんにちは。今日は、休日にもかかわらず、御出席をいただきましてありがとうございました。

また、今日は朝から農業、医療とワーキングが続いておりますので、朝から御参加の皆様、また昼から御参加の皆様、本当にお疲れ様でございます。

冒頭、ちょっと皆様方をお願いを申し上げたいのですが、このワーキングの内容、あるいは分科会の内容が国会でもだいぶ関心と呼ぶようになってまいりまして、せんだって、私も委員会に呼ばれまして、1回目の議事録の内容について、一部の委員の方の御発言についていろいろ国会での御指導を受けたというような形になりました。といいますのも、議事録を第三者の方が読むと、時として必ずしも適切でないと思われがちな発言が活字となる場合があって、この場での御発言というのはそういう形でオープンになるということを是非御理解をいただきたいと思えます。また、どんな規制でも、どんな制度でも、いろいろなお考えの方がいらっしゃいますので、そういう考え方の違う方々も御覧になるということも含めて御理解をいただければと思えますので、よろしく願いいたします。

松山事務局長 ありがとうございました。

それでは、田村主査、一言お願いします。

田村政務官 どうもお疲れさまでございます。ゴールデンウィークの初日、休日にもかかわらず、御参加いただきまして本当にありがとうございます。

明日、分科会がございまして、そこで報告をするということになりますので、公表する対処方針シートをどのように修正をするのか、あるいは、どのようにそれぞれの委員の皆様

様の御意見を反映するののかということを中心に念頭に置きながら御発言をいただくと、より効率的、生産的な議論ができるのではないかと思いますので、その点、これから3時間、御留意をどうぞよろしく願います。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、審議に移らせていただきます。

本日の議事次第でございますけれども、前回、検討テーマの対処方針というふうにお示しをさせていただきましたけれども、項目ごとに対処方針を今回は整理をして提出させていただいております。これまでの委員の皆様方の御意見を踏まえたものでございますけれども、これを中心に御審議をいただく予定でございます。

資料の確認ですけれども、まず資料1、これは前回も御指摘いただきましたことを反映しました「検討の視点」でございます。これは御確認をいただければと思います。

それから、資料2は「検討テーマの一覧」でございます。項目名の表記等で、わかりやすいように多少修正をさせていただいたものがございますが、基本的には変わっておりません。

それから資料3、これが本日中心的に御審議いただくものでございますけれども、当ワーキンググループの対処方針につきまして、16項目ございますけれども、それぞれをこういう形で整理をいたしております。例えば、最初の項目につきましては、4ページ目をお開きいただきたいと思います。小水力発電の導入円滑化でございますけれども、これにつきましての「基本的な考え方」というのが中ほどにございます。それから、最後のところに「対処方針」というのがございまして、この基本的考え方のところまでは当ワーキンググループとしての考え方を整理したものでございますので、各省との調整をいたす予定はございません。対処方針は、今日御審議いただいた後、基本的に明日の分科会において最終的に決定されるという性格でございます。最後の対処方針を、明日の分科会で合意がなされたものをもとに、政務官の調整が連休明けからなされるという性格でございます。したがって、今、田村主査が申し上げましたのは、対処方針のこの部分の表現につきまして、なるべく具体的に、この表現はこう修正した方がよいとか、この部分は削除した方がよいとか、そういう形で具体的に御意見をいただければありがたいと存じます。

それから、資料4が住宅・土地サブグループの対処方針シートでございますけれども、これは、このワーキンググループの第2回会合の際に、住宅・土地関係のテーマにつきましてはサブグループで調査・審議をするという旨を決定していただきまして、山崎主査がこちらの方も中心になって別途御審議をいただいたわけでございますけれども、こういう形で対処方針シートを整理させていただいております。これにつきましては、本日の一番最後のところで山崎主査から御報告をいただきたいというふうに考えてございます。

それでは、資料3を中心に御審議をいただくわけでございますけれども、16項目あるわけですが、本日、1つずつですと時間が足りませんので、大きく3つのグループに分けて御審議をいただきたいと思っております。その前に、前回時間の関係で全く御審議をいた

だけませんでした一番最後の「レアメタル等のリサイクル推進に向けた規制の見直し」、これにつきましてまず御審議をいただき、その上で、 から につきまして3つのグループに分けて御議論いただこうと思っております。資料2の一覧表で御覧いただきますと、第1グループとして、 から を再生可能エネルギーの関連の項目につきまして、その次に御議論いただきます。そして、第2グループとして、 から のスマートコミュニティの構築に向けた関連の項目につきまして、御議論いただき、そして、第3グループとして、 から につきまして、御議論いただきたいと思いますと考えております。

それでは、まず のレアメタルのリサイクルの推進でございますけれども、事務局の方から簡単に論点を御説明いたしまして、御審議いただきたいと思います。

事務局 それでは、御説明をさせていただきます。

資料3の51ページを御覧いただければと思います。環境省の回答が出てございますけれども、まずレアメタルのリサイクルを推進するということで、廃棄物処理法の特例であります広域認定制度の緩和ということを1つ挙げております。例えばオフィスでパソコンの入替えをするような場合に、これまで使用していたものが他社商品であった場合は引取りをすることができないという問題がありますので、全て他社製品でも回収を認めてほしいということでもあります。

51ページの下「見直し予定及びその内容」というところですが、そもそも拡大生産者責任に基づく製造事業者のための特例であるので、製品設計に反映するためにも他社製品の回収は認められないという主張がございます。共同認定、例えばA社とB社が一緒に申請をする場合には、AとB両方の製品を回収してよいという仕組みがありますが、環境省の方で検討いただいている内容は、共同認定で一定の要件を満たせば他社製品も回収してよいということですが、一定の要件というのは下から3行目、共同認定を受けている事業者の合算で国内販売シェアの太宗を占めていること、ということですので、そういう意味では、かなりのメーカーさんの合意がなければ回収ができないことになると考えております。

基本的な考え方ということで52ページを御覧いただきたいと思いますので、まず1つ目のポツです。レアメタルは、採算性の問題から広域的回収をすることが大事だということ。

また、上から4つ目ですが、先ほどの拡大生産者責任ということで、リサイクルしやすい製品設計への反映という観点では、どのメーカーが処理をした場合であっても、もしくは適正な技術を持つ高度な事業者がリサイクルをした場合であっても、きちんと情報共有することで製品設計への反映は業界単位もしくは全体で進められるのではないかと考えております。

52ページの一番下のポツですが、複数事業者が共同申請を行う場合、回収から処分までのスキームを全て同じ状況で申請する必要がありますので、処理の仕方は各社異なることが多いために、認定がなかなか難しいという問題があります。

それを踏まえまして、53ページの対処方針ですが、一定の要件というものではなくて、回収対象が全て他社製品であっても取扱いを可能とするというのが1点目。2点目が、こういった広域認定制度という廃棄物処理法の縛りの中ではなくて、例えば事業単位で計画を認めるような新法も含めた新たな制度設計について検討してほしいという内容にしております。

以上です。

松山事務局長 それでは、25分ぐらいまでの時間、10分少々でございますけれども、本件につきまして御意見をお願いしたいと思います。

澤委員 問題提起した側からすれば、今おっしゃったような基本方針でいいのではないかというふうに思います。議論があったら、また意見を申し述べたいと思います。

安念委員 この対処方針だと、実際にレアメタルが含まれている製品その他は誰が集めるという想定になりますか。一般廃棄物処理業者も集めたければ集めていいというスキームにしたいということですか。

事務局 家庭から出るものについては自治体または委託された一般廃棄物業者が回収をしていますので、その仕組みは残しつつ、どこかに集積をしてから、また別の事業者が集めていくというパターンもあり得ますし、それ以外に、例えば商社の物流ネットワークを使う、あるいはコンビニで回収するといったことが可能になるのかなと思っています。

安念委員 特定の今まであるいろいろな規制法その他の何とか業者と名前の付いたものである必要はないという考え方ですね。

事務局 はい。

安念委員 わかりました。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、本件はこのような方針で明日報告をさせていただきたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの導入に関連します から つきまして御審議をいただきたいと思います。これにつきまして事務局の方から簡単にそれぞれ御説明をいたしますけれども、概ね40分程度で御審議をいただければありがたいと思っております。それで、各グループごとの御意見をいただきました後、山崎主査の方から総括をしていただくというふうをお願いしたいと思います。それでは、先に事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、「小水力発電の導入円滑化」ということで、4ページの対処方針を御覧ください。1つ目、小水力発電目的での水利利用については、特定水利に該当することによって許可が複雑化していますので、一定規模以下を対象外とするということです。

2番目ですが、従属利用による発電計画については、既に主目的で許可を得ていますので、これは届出で足るものとするということです。

3番目ですが、河川法が施行される以前から社会的に慣行水利権ということで水を取っている場合についても、新たに水力発電する場合に許可を求められることがあります、これは国交省の方で切替える必要はないというご回答をいただいていますので、その旨を

通知していただくことを考えています。

続きまして 「土地改良区に協議が必要な水路における小水力発電に関する規制緩和」ですが、こちらは回答が前回出ていませんでしたので、御紹介させていただきます。5ページ目の下です。土地改良区で小水力発電する場合に、実際は集落が管理していても許可が要るということですが、これは委任契約等の内容によって決めればよいという回答を農水省からいただきましたので、その旨を通知していただくということで、6ページの下で協議は不要である旨、通知するとさせていただきます。

続きまして、「風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し」ですが、こちらは9ページの下が対処方針になっておりまして、高層ビル並みの基準はやはり厳し過ぎるのではないかとということで、風力発電の特徴を加味した新たな評価方法をつくるというのが1点目です。

2点目は、国際標準化も含め、あるいは今、電気事業法と許可が二元管理になっていきますので、その一元化を図るという意味で、新たな審査体制の構築の可能性を検討することにさせていただきます。

続きまして、「大規模太陽光発電設備に係る建築確認申請の不要化」について、11ページの下を御覧ください。国土交通省の回答によりますと、柱で支える形については建築物ではないですよという回答だったのですが、それ以外に、工作物と看做される場合がありますので、そこについても一定の安全対策をすれば確認申請は不要ということで記載をさせていただきます。

続きまして、「自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化」です。これは前回の集中審議を踏まえ、修正を入れたところだけ御説明させていただきますと、18ページの対処方針の地熱発電3番目に、個別に判断する際の基準及び標準審査期間を明示するということを追加させていただきます。また、19ページの下側ですが、共通部分を設けさせていただきます。飯田委員より御指摘いただきました開発可能地域のゾーニングの検討について追加させていただきます。

事務局 「CO₂排出量削減に資する小規模分散型発電設備に係る規制の緩和」につきましては、20ページを御覧ください。電気主任技術者の設置義務等の緩和でございます。こちらにつきましては、第2回のワーキンググループにおきまして、柏木委員より、太陽光発電の大量導入に伴う電力需給のバランス悪化を補完する意味で、コージェネレーションを含んだ燃料電池を加えたらどうかという御意見がありましたので、具体的には太陽電池と燃料電池、この2つについての規制緩和を要望として挙げております。こちらに対しまして、経済産業省は、太陽電池については、一般電気工作物の範囲拡大を安全性確保の観点から検討していくとの回答です。一方、燃料電池については、実需があるのか。そして、太陽電池よりもリスクが高いということで、やや慎重な回答となっております。こちらは21ページに記載しております。

これら踏まえまして、基本的考え方、そして対処方針ですけれども、太陽電池について

は静的な機器でございますので、出力規模の拡大が安全上のリスクを著しく高めるものではないであろうということで、規制の見直しが必要であるとしております。

また一方で、燃料電池につきましては、将来的にコージェネレーションを含んだものが太陽光発電の大量導入時の制御装置として重要であると認識しておりますので、基本的な考え方に明記し、そして対処方針につきましては、まずできるところ、特に太陽電池ということで明記しまして、22年度中に検討、結論としております。

以上です。

松山事務局長 それでは、大体6時ごろまでをめぐりに御審議をいただきたいと思っております。どれからでも結構でございます。

大畑委員 にわか勉強で少し本を読みました。『ほんとうの環境問題』という養老孟司さんと池田清彦さんが書いた本です。風力発電のこととかいろいろ出ていましたので。インターネットで風力発電と補助金を検索してみました。そうしましたら、本当に風力発電というのは補助金の固まりみたいなものだなという印象を受けました。その中に、風力発電への補助金を凍結せよという経済産業省への要望書というのがありまして、加藤登紀子さんをはじめとして、要は、風力発電は住民に被害を与えているからやめてほしいというようなことが出ておりました。また、いろいろな地域の方がそちら（風力発電への補助金を凍結せよ）に賛同していらっしゃいました。本当に日本の国に風力発電は合っているのでしょうか。そこで、「平成21年度の新エネルギー等事業者支援対策事業の2次募集と補助事業者一覧」を事務局からいただきました。確かに、この中では太陽光発電が183件、風力が4件、バイオマスが1件、水力1件、天然ガスが1件というふうに、太陽光発電に対する補助金件数が断然多く、風力は少ないのですけれども、発電力といいますが、発電量からしますと、太陽光が9,582キロカロリー、風力が6万2,700キロカロリー、バイオマスが120キロカロリー、水力が285キロカロリーということで、風力が断トツに多いです。ということは、再生可能エネルギーの導入促進は風力発電を主力に置いているのではと思うわけですが、果たして本当に日本にとって風力発電というのは押し進めてよいものなのでしょうか。

伊藤委員 この件については、経済産業省の研究会等ですと研究させていただいておりますので、そのことを踏まえてお話を申し上げます。

結論から申し上げますと、ケース・バイ・ケースです。風力発電は風の条件によって発電量が全く変わってきます。ですから、風況状況がよくて、なおかつ周辺に人が住まわれていないとか、それ以外にも景観とか、いろいろな問題がございますが、そういう問題が生じにくい地域については、確かに再生可能エネルギーの中で導入のポテンシャルティーが最も高く、CO₂の削減効果がある電源というふうに位置づけることができると思っております。

具体的に申し上げますと、北海道の一部、東北の一部、高原等でそれに該当する地域があると分析されております。ただ、既設の風力発電設備においても、必ずしも当初の目論

見ほど発電量が上がっていなかったり、あるいは結果的に景観でありますとか、また、これは因果関係は証明されてはおりませんけれども、人ですとか家畜等の健康に被害を及ぼしているのではないかとといったような指摘がなされています。これは日本だけではなくて、海外でもそのような指摘があるというのも事実でございます。ですから、最初に申し上げた結論に至るわけで、ケース・バイ・ケースというのが恐らく最も確なお答えになるのではないかと思います。

大畑委員 そうしますと、風力発電の設置場所はやはり人の住んでいないところといえますね。今、補助金をやめてくださいと言っているようなところは、人が住んでいるところですから、逆規制というようなことも大きな風車に関しては必要じゃないかと思います。

伊藤委員 この点については、以前、飯田委員から御提案が出ておりまして、これは短期間で結論を出すことが難しいとされておりますが、恐らくゾーニングというのが最も明解な答えになるのではないかと存じます。ゾーニングすることによって、この地域については建設を推進する、それ以外の地域については原則建設することは認められないという状況をつくることができると思います。ただ、ゾーニングというのはとても難しゅうございますので、やりようとしては、部分的に特区のようなものをあちらこちらにつくっていったゾーニングしていくという方法ならば、比較的早くそういう状態をつくることができると思いますが、全国を対象にしてということでございますと、いろいろな事情がございますので、恐らく短期間の間に結論を出すことは難しいのではないかと存じます。私は大畑委員のおっしゃるとおりだと思いますが、風力については本当にケース・バイ・ケースなのです。推進してはいけないであろうという地域があることも事実でございますので、きちんと区分していく必要があると考えております。

それから、もう1点加えさせていただくと、先ほど私、北海道とか東北の一部は好適地だというふうに申し上げました。実際に風況調査を行いますと、北海道には膨大な風力発電の開発余力があるというのが明らかになっております。ところが、北海道に集中立地を進めてしまうと、別の大きな問題が発生します。これは何かというと、電力系統の問題でございます。再生可能エネルギー、中でも風力と太陽光というのは出力をあらかじめ予測することができません。したがって、それを調整する機能を電力系統側に持たせないといけないということになるのですが、導入量がある一定水準を超えてしまうと、オーバーフローを起こすような状況になってしまいますので、余剰分を蓄えるか、あるいは他の地域に送るという対処をとらないといけないんです。蓄えるためには莫大なコストがかかります。それを、風力発電に関わらない他の需要家の方々が負担するという仕組みにしないと、電力会社の経営が成り立たなくなってしまうので、その検討も行われているわけですが、これが局所的に大きくなってしまったりリスクがあります。

それで、他の地域にその電気を送るという判断をしようしますと、系統連系の問題が出てきます。系統連系というのは、日本の電力会社のネットワークというのは、各電力会社のネットワークがそれぞれ、世界で最も最適にオペレーションされた状態にあり、これ

らが連系された系統になっています。ただ、結論から申し上げますと、連系線の容量が足りないんです。連系線を太くすればいいんじゃないかという議論はよく出てくるのですが、そのために莫大なコストがかかります。例えば北海道と本州との間は北本連系線で結合されているのですが、この連系線はそもそも北海道にトラブルが起きたときにサポートするという目的で設計されたものでございますから、北海道地域内での風力の余剰電力を大量に本州に送るといのは大変難しい設計になっています。これを増強するには莫大なお金がかかりまして、その莫大なお金をどのように分担していくかという新たな問題が生じるようになります。実は、それにかかるお金を他のCO2削減対策に注ぎ込んだ方がはるかに効果的であるという指摘があるのも事実でございますので、これらも短絡的に結論を出すのは難しいというのが恐らく実情ではないかと思えます。

松山事務局長 ありがとうございます。

それから、私ちょっと御紹介を忘れてしまいました。資料の後ろの方に1枚の紙で、今日、御欠席の飯田委員が提出された資料がございます。大塚副大臣が前回御発言になりました3つのコミュニティというものを全体像として構想しつつ、エコエネコミュニティに関わる再生可能エネルギーを普及していくための社会ルール基盤をつくるにあたって、地域社会と調和する新しいルールとしてゾーニングを位置づけられております。先ほど伊藤委員の御発言の中にあっただような考え方でございます。御紹介だけでございます。

ほかの項目も含めまして、いかがでございましょうか。

伊藤委員 大きく2点ありまして、1つは の項目でございます。再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直しの中で、今回修正を加えられた結論については極めて妥当な結論かと存じます。特に、標準審査期間を設けるというお話でございますね。標準審査期間を明示するというのはとても重要ですが、実はこれでは不十分でございます。なぜ不十分かといいますと、標準審査期間が明示された事例というのはほかの法令でもあるのですが、これが守られないのです。ですから、「標準審査期間の明示」、そして「遵守」という言葉を入れていただくと、これがほぼ補完できる形になるのではないかと思います。これを徹底する。これを明示していただくことで、多分これだけではなくて、いろいろな分野に関わっている問題がクリアできるのではないかと。ですから、これはこの項目だけに限定するのではなくて、広く多くの法規制に関して標準審査期間を設ける。そして、それを遵守するというルールを定着させることが重要ではないかと私は考えております。

相澤委員 今の提案ですけど、「遵守」と明示すれば遵守されるものなのかというのはちょっと疑問がありまして、一般論としましては、遵守してもしなくても結果は同じだから遵守しないのではないかと思うのです。ですから、それは遵守状況をきちんと開示するとか、何かそういうサンクションを付けないと、書けばいいというわけではないような気がするので、そこの手当てをしたらよろしいのではないかと思います。

伊藤委員 相澤委員の御意見に同意いたします。恐らく、これは外部的に評価する仕組みを入れないとなかなか進まないのではないかと思います。

速水委員 国立公園内等における地熱発電所の問題ですけれども、ここに書いてあるのは、ある意味、温泉法絡みの話として書かれている。これは技術的にさまざまな形でクリアをしていくというのはよく分かるのですが、一般国民が国立公園に入ったときに、地熱発電所が存在するという景観に関してどういう意識を持つかは、私は地熱発電所に反対する立場にはないのですが、例えば何らかの形で発電所自体を見えなくするとか、ある程度カバーするための植林義務を負わせるとか、あるいは林業だからといって申し上げるわけではないのですが、例えば木質の壁を周りにずっと張りめぐらせて視野を遮るとか、配慮が必要ではないかと思います。ヨーロッパなどですと、ごみの発電所とか、そういうものに景観的はかなり工夫をして一般市民から嫌がれないものを建てていくという、最近、都心の部分はかなりそういう意識が出てきたのですが、こういう地熱発電所なども、実は一般の方々に対してはそういう配慮をきっちりとかけておくということをしていかないと痛い目に遭うという気がちょっとします。

伊藤委員 私は、仕事の一環として地熱発電所を全国で数ヶ所見て回っておりますが、現時点においては、電力会社が運営するケースが大半でございます。電力会社については、地域への配慮を優先課題として取り組んでおりますので、少なくとも私が見学をさせていただいた地熱発電所は、全て一般的な道路、住宅からは見えないように、その周囲が森林等でカバーされる形になっております。

それから、排水でありますとか、廃ガス等の処理についても、一般的な基準をはるかに上回る独自基準において処理をしているというのが現状でございます。ただし、これは電力各社が運営を行っているので、こういう対処がなされているのではないかと思います。恐らく導入を推進すると、いろいろな方が入ってくる可能性がございますし、あるいは電力会社もまだ経営に余裕があったときにつくられた発電所であったので、そのような対処がなされていた可能性がございますので、今後の新設・増設については、必ずしもそのような対処がなされない可能性がございますので、これは一応短期項目としての、速水委員がおっしゃられたような項目をつけ加えるのが1つの方法かと存じます。

澤委員 幾つかにまたがってしまうのでややこしいのですけれども、さっきの標準審査期間の話に関連して、項目の と項目の は同じような問題があるんじゃないかと思っております。標準審査期間を共通の課題として、さっき の項目にという話でしたけれども、ほかにも関係するところは全部それが共通だというふうにもう一度見直していただければと思います。水利権の申請とか、建築確認、その辺だと思うのですが。

もう1つ、続けて言ってよろしいですか。 ですが、大規模太陽光発電設備の建築基準確認申請の話ですけれども、これ自体はこれでいいのですけれども、実はこれに関連してといいますか、似たような話で、小さい話だから取り上げられていないのかどうか分かりませんが、チェーンストアの業界の人から言われている話でして、駐車場がスーパーマーケットの隣に建っているわけですが、その上に支柱で太陽光パネルを付けて太陽光発電をしたいと思っても、それを容積率の中に加えてしまう運用がなされているらしくて、

主目的は駐車場でしょうということ、その太陽光パネルの部分も入れてしまっている。それは、各自治体のところでは、建築確認申請に行っても、国から言ってくれなければ機械的に判断するだけなんですよと言って、なかなか取り合ってくれないというような話があるらしいので、ここで扱うべきなのか、それとも、容積率緩和で別のサブグループでされていることもありますので、それは御判断はお任せしますけれども、取り上げていただければというのが1つでございます。

あと、これは柏木先生にお伺いした方がいいのかもしれませんが、項目の で、22 ページの基本的考え方のところ燃料電池についてですけれども、燃料電池でCO₂削減に資するというのはいいのですが、その後の電力需給のバランス悪化に対する制御装置として使えるのかどうかということについては、いろいろもめているらしくて、あまり業界同士の意見対立にかかわりたくはないのですけれども、ある種、営業政策としてこういう言葉が出ているのだとすれば、このワーキングとはあまり関係ないので、CO₂削減に資するので燃料電池を勧めるためにこの項目は必要だというだけの書きぶりに直したらどうか。具体的に言うと、燃料電池については、オフィスビル云々のCO₂排出量削減に資するので、技術の進展等を踏まえ検討すべきであるというふうに、間の2～3行を外してしまう手もあるのかなと。ただ、それが実証されているのかどうかというのは私はあまり知らないで、むしろ教えていただければと思います。

柏木委員 今の件ですけれども、普通、例えば太陽電池というのは、100ボルトの一番下に入ってくるわけです。ここに不安定性の電源が入ってくると、普通系統の方に余剰を流し込むようになりますね。そうすると、できればエントロピー最小という観点からすれば、出てきたところで全部取り込むような格好にしてしまった方がいいわけで、このフラフラした電源をある程度一定の需要に合うような形で制御していくという観点から、例えばバッテリーを入れるとか、あるいは調整用の発電システムを入れていくということが、今の技術段階では比較的社会コストを小さく、かつ再生可能エネルギーを最大取り込めるようにできるんじゃないかというふうに我々は思っています。経済産業省の中で、例えばガスとか、LPとか、化石燃料の高度利用のために、低炭素社会に資する利用方策とはどうあるべきかという委員会をつくって、これはある審議会の中できちんと明文化されている報告書が出ていまして、一応、電気事業連合会とか、ガス事業者、あるいはLP事業者、石油、全て入った審議委員会だったものですから、その中で認知された言葉でこういう文言が出ているということです。ですから、そういう意味で入れているわけで、ただ、基本的な考え方として、我々は正しいと思っているのですけれども、対処方針の中にはそこまで踏み込んでいませんから、このままにしていいただいてもいいのかなというふうに思っています。

最初、私が申し上げた燃料電池というのは、再生可能エネルギーの有効利用ということではないわけです。ある意味では、空気中の酸素と何らかの水素がなければいけないわけで、普通は化石燃料系から作られた水素を取ってくる。長期的に見れば、例えば太陽電池

とりパーシブルの燃料電池を組み合わせれば、再生可能エネルギーからの余剰の電力と燃料電池を組み合わせることによって、再生可能エネルギーの高度利用にも資するというふうに我々は考えるわけです。ですから、広義の意味では再生可能エネルギーの有効利用につながると思うのですけれども、現状においては、燃料電池・コージェネレーションという形で、私はそういう言い方をしていましたけれども、この中では「燃料電池」という言葉1つになったものですから、あえて、これから10年間の社会コストミニマムということを見ると、「コージェネレーション」という名前をくっつけておいた方が、実用的には通用するのではないかと。法律の問題ですから、適宜その時期その時期に合った、商用化された技術を最もうまく利活用できるような形で、機動的に改正あるいは改革をしていくべきだというふうに考えたものですから、こういう言い方をしているということです。ですから、私自身は、今、澤さんがおっしゃったことに関しては、できればこの文面で。これは、対処方針の中にそこまで触れていませんので、基本的には現状においてはこういう方向でいいんじゃないかという考えを一応持っていますが。

澤委員 文面が何かの研究会の報告書にあるのであれば、コンセンサスが得られているということによいと思うのですが、要は、販売政策にこのワーキングが加担するようなことがあると公平性を欠くことになるので、今言っていたような制御装置としての機能というのをわざわざ基本的考え方のところを書くかどうかという問題があります。20ページの規制改革要望のところには、の注のところを書いてあるので、それを受けての措置だということが分かれば、おっしゃるように対処方針のところには書いていないので、よいと思います。ただし、基本的考え方のところでは、の注の内容も認めたといいふうな意味になるとすれば、ワーキングは別に技術者の集まりではないので、そこについて「コージェネレーション」を出す必要はないんじゃないかという趣旨で伺いました。

松山事務局長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

松村委員 細かい点なので発言を控えていたのですが、澤委員は、例えばコージェネで、今電力会社が行っているガバナフリー運転の代替りができるかといった類の議論に関して、ガス業界と電力業界では必ずしも意見が一致していないという事実があると、そういうことを気にしておられるのだと思います。今回は、制御装置としての機能に関して、どの機能まで果たせるのかという詳細まで書き込んであるわけではないので、ガス業界の言っていることを100%正しいとお墨付きを与えているものでもなく、逆に、電力業界が言っていることを100%正しいとお墨付きを与えるものでもなく、私は極めて中立的な表現だと認識しております。私はこの表現で問題ないと思います。

澤委員 さっき柏木委員もおっしゃった、研究会で全部入っているところでそういう文章があるのであればそれでよいと思いますけれども。

柏木委員 具体的には、都市熱エネルギー部会という総合資源エネルギー調査会の中の正式な報告書がございまして、それにはエネルギー業界関連の委員が、もちろん電事連を含めて全て入っておりますので、そこでの正式な文書として、たしかタイトルは「低炭素

社会に向けたガス事業の今後のあり方について」とか、そういう報告書で正式な文書でこの中の文に出ておりますので、もしあれでしたら、これを参考文献というか、出典として出してくださればと思います。

あと1つ、大事なことは、再生可能エネルギーで、先ほど委員から出ていたように、例えば風力をどんどん進めることは一向に構わないんですけども、やはり不安定性の電源ですから、何らかの調整機能、調整電源が必要になるということで、あくまでも社会コストミニマムはどうあるべきかというグランドデザインが分かった上での規制の改革、あるいは緩和というのが必要になると思っています。そうなりますと、化石から非化石への流れというのはもちろんこの規制改革の中で進めなければいけないと思うのですが、それと同時に、バランスをとるという国民視点で考えてみれば、化石燃料の高度利用ということも併せて考えていくような、これを加味しておかないと、国民負担がめちゃくちゃ大きくなって、改革したがゆえに国民の負担が非常に多くなるということを懸念しておりますので、そこら辺はきちんとコンセンサスを得た上で改革の内容を吟味していくべきだということを申し添えたいと思います。

八田委員 先ほど大畑委員が大変根本的な問題を提起されたのですが、私もこのことについて少し申し上げたいと思います。まず、風力発電に補助金を出すべきでない場合があるというのは、私もそのとおりだと思います。再生エネルギーならば何でも見境なく補助金を出すというのはとんでもないことです。例えばガスと石油とを比べたら、ガスの方がCO₂の排出は少ないのですが、風力とか地熱だけに補助金を出したら、石油からガスに転換しようという動機が起きません。根本的には、やはり排出権取引とか、CO₂タックスとか、補助金じゃなくて、CO₂排出量に応じて税をかけることによって、排出しないものを有利にするというのが一番の方策だと思います。それがまず原則です。

特定の業界に補助金を出したりして、非常に不完全な形でCO₂対策をやっている現状を、将来的には元来の方向に直していかなければいけないと思います。とはいえ、例えば不要な建築基準法の規定でもって見本を建てにくくすることで、風力発電に向いているところでまでできなくするというのももったいない話だと思います。補助金減らす一方で、こういう建築基準法の不要な規定をやめることが本当ならよいと思うのです。

大畑委員がおっしゃったように、弊害を引き起こす場所もあるわけですから、そのような場所における風力発電を抑える目的の新たな規制が必要です。そのような規制は、今回はもう間に合わないけれども、将来、規制改革を推進する委員会が、追加の規制を取り入れていくべく提案をすべきだと思います。その一方で、で取り上げられているような建築基準法の緩和は、それなりに行うべきではないかと思います。繰り返しになりますが、一方で、不要な規制は廃止し、他方で近隣の人に不便をかけることを防ぐような規制は今後新設していくべきだと思います。

大塚副大臣 今、八田先生がおっしゃっていただいたところを私も申し上げたかたのですが、このワーキングで申し上げたかどうか分かりませんが、結局、規制とか

制度の目的が何かということと、その手段は1対1対応だということをずっと申し上げているのですが、おっしゃるとおり副作用とか弊害もありますので、それは別の措置で考えるという考え方もあるだろうと思っております。

そういう意味では、18ページから19ページにかけて、もともと今回の対処方針の中にも、特に風力については、眺望に対する妨げとか、そういう場合は基準を設けるとか、地熱との共通でゾーニングの話も書いてありますので、こういうことを基本にしつつ、つまりこのワーキングとしてのコンセンサスは何かということを確認させていただきたいのですけれども、先ほど柏木委員の方から、供給の不安定性ということも配慮しつつ、バランスをとって化石燃料の有効活用も考えるというご発言がありましたが、つまりコンセンサスとして、全体としては自然エネルギーによる発電や自然エネルギーの活用を目指しつつ、しかし、特に電力の場合は、安定供給のことを考えると一挙に進めることには慎重でありつつ、かつ弊害には所要の対応をする。そういうことで、概ねコンセンサスが得られるならば、そういうベンチマークで判断をしていただきたいと思います。

それと同時に、補助金の話については、おっしゃるように、この国の悪いところは、少し前に、前政権でも、例えば何でもIT化を進めるのがいいということで、E戦略本部とかというのが官邸にできて、ITとかEがつくと予算が付きやすくなるとか、それから社会保障でも一緒でありまして、社会保障については、これはもちろん充実させるのは当然のことだと思っはいるのですけれども、直接、受益者と関係ない社会保障事業であっても、社会保障と名前が付いたら補助金や予算が付きやすくなる。このケースでも同様であって、自然エネルギーの利用という冠が付けば中身が何であっても付きやすくなるというようなことはあってはならないですし、いずれにしても、そういう我が国の傾向が今日の財政状況を生み出しているわけでありますので、その点も含めて、つまり本当に予算をつけることで推進して、でも、結局、弊害対策のための別の財源措置が必要になったら、やらない方が良かったということになるケースもありますので、今、縷々申し上げたような、これから政策判断をしていく上でのベンチマークをここでコンセンサスを形成していただければありがたいというふうに思います。

松山事務局長 時間がだんだんなくなってまいりましたけれども、 から につきまして、もし是非ということがございましたら。安念委員、どうぞ。

安念委員 ですが、これは規制改革的な発想からするととても典型的で、私、非常に有望だと思っているんです。つまり、これは太陽光発電を進めようという、ターゲティングポリシーをするのではなくて、邪魔しないという観点のもので、私はとてもいいと思っているのですが、こちらの戦略としては、建築基準法上の「建築物」に当たらないことをはっきりさせようということでしょうか。つまり、太陽光発電の施設だと、「建築物」に当たるものも当たらないことにして目こぼししてやると、そういうことではないですよ。

事務局 目こぼししてというわけではありませんで、一定の安全基準を満たしていれば、「建築物」でもないですし、「工作物」でもないという扱いにしてほしいということです。

安念委員 そのときの「建築物」というのは、まさに建築基準法の一番頭のところに定義があって、要するに屋根と柱があって初めて家だという定義になっていて、屋根と柱、壁の定義は確かなはずです。だから、普通に電気があって、それを柱で支えているだけであれば「建築物」でないというのは一応自明だと。

大上委員 「工作物」という定義があるのですよ。

安念委員 「工作物」はあります。それは「建築物」ではないけれども、建築物に関するいろいろな規定が準用される。建築物に当たるか否かの判断が、現場では一定していないという現状があるということですか。

事務局 該当しないことが大半ですが、「工作物」には当たると。要は、広告塔と同じと見なされるケースもあって、その判断がバラバラということですよ。

安念委員 わかりました。

大塚副大臣 先ほど澤委員がおっしゃった駐車場の話なども含めて、太陽光は幾つかの自然エネルギーの中では最も設備も静的なもので安全だということもありますし、具体例を示しながら、太陽光発電の推進の支障となるような建築基準法等については、積極的に見直すとか、そういうふうにお書きいただいたらここで取り扱えるのではないかと思うのですけれども。

松山事務局長 そういう方針でよろしければ。

速水委員 1点だけ。伊藤先生に伺いたいのですが、さっきの風力発電のところ、風況調査がありますよね。実は私も、ある大学と一緒に自分の地域の中で風況調査をやって、これでは無理だということで止めた記憶があるのですが、1つは、投資効率として風況調査をやって判断する場合には、これは補助金がつくと、出てくる結果は全然違ってきます。もう1つ伺いたいのは、さっきの電力の効率化を技術的に考えて、ある一定の風況調査のレベル以上のものじゃないと風力発電としての意味がないというふうなものは出せるのでしょうか。

伊藤委員 明確な基準を示すのは難しいのですが、これは実例から考えて25%程度の発電効率があるケースにおいては、補助金がなくとも経済性が成り立つといったような判断が示されるケースが多いです。この場合は補助金云々ではなくて、単純に、どれだけの発電量が得られるかということで切り分けることによって、風況状況をチェックするという方法がございます。

速水委員 そういう技術的な部分で押さえておかないと、どんどん補助金を目指してつくっていくということが考えられます。私も風力発電建設の問題に巻き込まれていて、データを見ていくと、これは補助金狙いではないだろうかと思えることがある。それでは全体的に国民負担としてはちょっとまずいなという感じもあって、もしそういうことが増えるならば、風況調査から出てくる技術的なデータの押さえみたいなものが何か必要ではないかという気が風力発電に関しては感じています。

伊藤委員 端的に申し上げますと、そういう実例は実際に生じておりまして、機器メーカ

ーからすると機器が売れたらいいのですね。ところが、結果的に、風況状況が悪くて、設置されたものの、採算に乗らない。十分な発電量が得られないというケースが特に国内では散見されます。これが八田先生がおっしゃられた補助金漬けの導入制度の大きな問題点だと思われます。この中で議論すべき問題かどうかはわかりませんが。

松村委員 一部の委員の話を聞いていると、さっきから風力があまりにも悪者にされ過ぎていて、すごく不満です。補助金漬けで風力ができて、それはむしろ国民負担になるのではないかという懸念はもっともだと思います。しかし、それは風力に限りません。太陽光も現状はそうで、固定価格買取制度で風力とは比べものにならないくらい優遇されています。しかし優遇されているのはそれなりに理由があるからで、負担と利益の双方を考えて総合的にどのような政策が望ましいか議論されているわけです。これがある種の成長戦略にかなうと議論する人も、それは負担だという意見の人もいて、意見を闘わせながら制度を設計してきているわけです。同じことがマイクロ水力だって、バイオだって、風力だって言えると私は思います。専門家がきちんと議論しているわけですから、そういう議論をきちんと踏まえて、総合的に判断すべきだと思います。

それから、風力に関して他にも気になる議論があります。ゾーニングの話は複数の方が言われましたが、このゾーニングのイメージはまだ全く確定していないということを確認させてください。一定の領域については無条件で風力は建設できるけれど、一定の地域では禁止してしまうという、こんな乱暴なゾーニングがコンセンサスになっているわけではないのだと確認させてください。今後いろいろ工夫していくということだと思います。一定の地域では、騒音、あるいは低周波に対する被害に対して厳しい基準を設けて、その基準に合致しないと立てさせない、別の地域ではその基準が相対的に緩い、そういうイメージだと私は思っています。そうしないと、ほとんど人がいないようなところだけがゾーニングされて、そこだけにつくれるけれども、日本じゅうのほとんど全てのところでは建てられなくなったら目も当てられない、低周波の問題、騒音の問題が重要だということにはわかっていますが、もしそれが問題だとすれば、建ててはいけなくて、低周波の問題が起きにくい、騒音が起こりにくい風車を開発するというのが筋だと思います。実際に努力している事業者、自治体などがあるわけですから。そういう努力を損ねないように、ゾーニングをどうすべきか、しっかりと議論した後で具体的なイメージを出すということが必要だと思います。

大塚副大臣 恐らくすごい悪者からちょっと引き戻して、今、いい者にする過程の議論をしていたような気がするので、それほど全体として風力が悪者になっていたというふうに私は認識していませんので。その上で、もう1つ。今のゾーニングの話などでも、今後、基準をちゃんとつくっていくということに加えて、やはり他の医療や農業のワーキングと比べると、この分野の財政支出の効果というのは、効果の測定に関して、抽象的ですが、よりセンシティブでなければならぬというのは何となく感じていまして、したがって、風力であれ、太陽光であれ、地熱であれ、この分野の規制改革とその他の活性化に向けた

財政支出の効果というものについては、より定量的に捕捉をする必要があるということはどこかで付言をしていただいた方がいいかなと。これは個人的な意見でございます。

松山事務局長 それでは、山崎主査、総括をお願いいたします。

山崎委員 皆さんの話を聞いて、たいぶ収れんされたんじゃないかと思うのですが、基本的には、大塚副大臣がおっしゃられたように、いろいろなアクティビティがあって、そのアクティビティの中の社会的な費用をどうやって負担するかという問題が今後は残ってくるだろうと。それから、風力に限らず、太陽光についても、あるいは八田先生がおっしゃられたように、いろいろな補助金政策についても対処方針が実現される過程で議論がどんどん深められていくのではないかと思います。今おっしゃったような皆様の御意見でありますけれども、要するに、公害や住民に迷惑をかけるとか、あるいは再生エネルギーのときにCO₂を出さないようにするということに、あるいは、新しいエネルギーが仮に外部性を持っていて、ほかの人たちに迷惑をかけるとしても、従来のようなやり方で参入を阻害したりするというようなやり方は決して正しい方法ではない。そういうことを対処方針の中で明示できればと思っております。どうもありがとうございました。

松山事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、スマートコミュニティの構築に向けた対応というグループ、具体的には から でありますけれども、まず事務局から御説明をさせていただきます。

事務局 燃料電池自動車・水素ステーションに係る規制緩和ということで、前回、有村委員や澤委員等から、2015年の普及開始の阻害要因となっている規制がほかにもあるので、きちんと記載すべきではないかという御指摘もいただきましたので、23ページの規制の概要のところ、今までは3つしか挙げておりませんでしたけれども、現在、全部で17項目あるとされている規制について、全て記載させていただいております。重要な問題としましては、上から2つ目の使用可能な鋼材が材料として1種類に限定されているというものの、その下、耐圧の安全係数が国際標準と比べまして、かなり厳しく設定されているといったところが大きな支障となっております。今、水素ステーションをつくらうとすると、1台6億円ぐらいかかると聞いております。

それを踏まえまして、27ページの対処方針ですが、前回、各省から回答を頂いたところについては、国際標準と整合を行うためにも、安全を確保しながら合理的に見直しを進めていくということですが、対応すべき多くの規制がありますので、最後の5番目に、今後の普及開始に向けた工程表を関係省庁で作っていただいて、具体的な方策の管理をしていただくということを記載しております。

事務局 続きまして、スマートメータ関係を2つまとめて御報告します。

「スマートメータの普及促進に向けた屋外通信（PLC通信）規制の緩和」に関しましては、前回の集中審議におきまして概ね合意をいただいているかと思います。一点、前回審議を踏まえ、基本的考え方の中に、日本製品の海外展開を図るという観点等を追記しております。

対処方針に関しましては、高速通信が可能となる 2 MHz から 30MHz の屋外利用について、検証・検討を速やかに開始し、結論を得るとしております。

引き続きまして、「スマートメータの普及促進に向けた制度環境整備」でございます。こちらでも前回の集中審議の意見を反映させていただいております。具体的には 32 ページをお願いいたします。基本的考え方としまして、前回、スマートメータの双方向性、リアルタイム性を勘案すると、計量部分は慎重な対応が必要だという御意見を何人かの委員から頂戴しました。また、エネルギーマネジメント機器・サービスの新規参入を促進させるには、計量部分とエネルギーマネジメント部分のインターフェースの標準化・ルール化が必要というような意見も頂戴しました。

これらを踏まえ、対処方針といたしましては、スマートメータ普及促進の観点から、電力使用量等の需要家データの利用のあり方、計量機能とエネルギーマネジメント機能間のインターフェースの標準化など、消費者の選択肢拡大に向けた制度的課題について、速やかに検討を開始し、結論を得るとしております。

引き続きまして、「コージェネレーションの普及拡大等に向けた道路法の運用改善」のところですが、こちらに関しましては、第 2 回のワーキンググループで伊藤委員より提出のあったシートでございます。前回からの変更点といたしましては、タイトルの部分で工場・発電所などの排熱利用を促進するという観点を加えまして、「排熱の利用拡大」という文言を追記しております。

こちらに関しての基本的考え方、対処方針でございますが、34 ページを御覧ください。道路法におきまして、熱供給事業法の規定に基づき、道路に設けられる熱導管については、国土交通省の回答にあるとおり、通達にて補完されているところですが、当該熱導管以外の熱導管の埋設については明記されておりません。したがって、基本的考え方では、CO₂ など、温暖化ガスの排出削減等への課題に対処するために、運用の適正化・合理化を図る必要があるとしております。また、

対処方針に関しましては、温暖化ガスの排出削減及び熱導管の高い公益性を鑑み、熱導管の埋設に係る道路占有許可の合理化を図るため、道路法への明記について、速やかに検討を開始し、結論を得るとしております。

以上です。

松山事務局長 それでは、いずれでも結構でございます。自由に御意見をいただきたいと思っております。

伊藤委員 まず、最初の燃料電池自動車・水素ステーションに係るお話でございますけれども、今回新たな十何項目の追加があったということでございまして、内容を拝見させていただきましたが、まず 1 つ、材質の規定に関しては、前回、木材の利用推進の際にも申し上げましたように、材質規定は速やかになくして、これは性能規定に切替えるべきだということを明確に示すことが重要ではないかと思っております。さまざまな新しい材質のものが次々に出てきているわけですが、この材質規定が存在していると、技術の進化

の阻害、あるいは海外との整合性が全くとれなくなってしまうので、この点についてはそのように明記されるのがよろしいのではないかと思います。

それから、これは燃料電池自動車に特に関わる分野でございますけれども、内外で規格が異なるがために、海外の製品を国内に持ち込めないとか、逆に、国内の規格に合わせたものを海外に持っていきこうとした場合に、とてもコストが高くなってしまったり、重量が重くなったりして使えないといったような弊害が実際に発生しているということが確認できるのです。構築物に関しては、これは安全性を別途考えないといけませんので、すぐに結論を出す必要があるかどうかわかりませんが、少なくとも構築物以外のものについて、例えばタンク類でありますとか、いろいろな容器類については、国際標準ということのある程度念頭に置いた議論を行っていく必要があるのではないかと思います。今回、いろいろな議論の中では、特にこれに該当するのが燃料電池自動車・水素ステーションに係るところでございますので、繰り返しになりますけれども、耐圧でありますとか強度等々については、国際標準ということを意識した検討を行うべきであるといったような示唆を行うのが重要ではないかと私は考えております。

松山事務局長 もう少し具体的に、どの部分で。2点御指摘をいただいておりますけれども。

伊藤委員 1点の材質規定については、の燃料電池云々の中にあります中で、複数それに関わるところがございます。材質の規定があるのでというのがございます。

松村委員 具体的にというのは、文言をどう変えたらよいかという意味だと思います。

伊藤委員 具体的に言いますと、例えば水素ステーションですと35MPa、70MPaという日本の規定は、世界の他の地域、先行的に水素ステーションが導入されていますドイツ等の事例に比べると、かなり厳しい規定になっていますので、この分野については、海外の成功導入事例を踏まえて緩和すべきであると思います。

これに関わらず、耐圧規定とか強度規定については、こちらに記載されている内容については、いずれも海外の規定に比べると日本の規定はとても厳しくなっていますので、海外の先行事例を踏まえて、既に導入されて安全性が確認されている事例については、再検討を行うべきであるといったような記載を行うのが1つの方法だと思います。

あとは、素材の規定については、前回と同じようにこの中に1項目加えるということでございます。対処方針の中で、材質に関する規制については、物理特性等による性能の規定に切替えるべきであるといったような提言を行うというのが1つの方法だと思います。

それから、もう1つ申し上げますと、スマートメータの熱導管については、今回、事務局にお伝え申し上げまして、排熱利用ということを加えてはどうかということをお願いをさせていただきましたが、実はこれはとても大きな問題といたしまししょうか、課題でございます。恐らく今回議論されておりますさまざまな議論の中で、環境に関しては最も効果の大きな対策ではないかと思います。例えば川崎地区にあります、ある火力発電所の事例でございますが、これは最新鋭で発電効率が世界最高水準の石炭火力発電所ですが、その

石炭火力発電所から出る排熱はほとんど利用されずに熱交換されて海に捨てられています。その排熱の10%相当を使うだけで、二十数万戸の住戸の熱需要を全て賄えるという試算がなされております。実際には、10%でなくて、更に多くの熱利用を行えるケースがあります。これは1つの事例でございますが、どの事例も国内における熱が発生するほぼ全ての工場、発電所に関わってまいります。この規定が合理化されますと、恐らく熱利用の推進ということでCO₂の排出を大幅に削減することができるのではないかと思いますので、ぜひこの点について御検討いただきたいということで、「排熱」ということを入れさせていただきました。

それで、これは題名について入れていただいたのですが、本文についてもみんな同じでございますが、本文中はコージェネレーションシステムによる排熱という記載がございますが、これはコージェネレーションシステムだけではなくて、熱を排出する全ての設備について同じことが言えますので、簡単な調整ですと「コージェネレーションシステム等」というふう書き換えるのが1つの方法ですし、あるいは「コージェネレーションシステムによる排熱」という表現ではなくて、「コージェネレーションシステムの普及拡大及び排熱の利用拡大」というように、本文中にあります各項目について全て入替えるという操作を行っていただくと、この重要性がより認識していただけるのではないかと考えております。

澤委員 今の伊藤さんのものを少し書きぶりとして、27ページの対処方針のところ御提案ですけれども、国際標準との整合というのは、3.の保安距離基準だけからしめているような感じになっています。そこで、5.のところバスケットクローズみたいなものがあることを利用して、「工程表を作成する」と書いてある次に、「各項目を見直すに当たっては、国際的な規制レベルとの整合、そして技術の進展に対応」とか、そういう基準で見直すことというふうにしてもらってはどうか。更に、全体としては特区制度がもし適用できるのであれば、来年から実証事業をやるという話も聞いていますので、そういう前倒しでやる場所においては、特区制度の活用も図るとか、そういうふう書いてもらえば全体をカバーできるかなど。伊藤さんからすれば、ここに書いてあると言えると思います。

松山事務局長 ありがとうございます。

相澤委員 今の水素ステーションのところは、結論と問題提起、基本的考え方は賛成ですけれども、それから国際標準と整合性を図るという考え方も賛成ですが、ただ、最初の議論のときに、水素ステーションは安全性の問題が非常にあって、ここにも経産省ないしは消防庁の見解としては、極めて危険で補完措置はないと書いてあるわけですね。それは、国民から見ると、安全性は大丈夫なのかということを感じてしまうのでけれども、きちんと実証データを取ってやるということなので問題はないのかもしれませんが、極めて危険な状況というのは、要するに、こちらには水素が漏れたことが書いてあるのですが、こちらはガソリンが漏洩して、水素ディスペンサや水素ポンペが熱せられたことによって危険

な状況が起きるということですね。それは具体的にどういうことになるのか。素人でわからないので、専門家にまず教えていただきたいということです。それは、本当にそういう具体性がないのであれば、この論拠というのはいさぎよく根拠がないのではないかと思いますので。

伊藤委員 この件については、私は、専門家として、ガソリンスタンドの経営指導を行っておりますので事例を申し上げますと、実際にはガソリンスタンドで火災事故が起きたケースは極めて稀でございます。漏洩対策が厳格に行われておりまして、旧式のガソリンスタンドについては、ポンプからこぼれるケースがあったのですが、今のガソリンスタンドのポンプは、レバーから手を離すと自動的に全て止まるという設計になっています。それから、台座その他についても、いろいろなところに安全基準が設けられております。具体事例を申し上げますと、阪神淡路大震災の際に、あの地域に極めてたくさんのガソリンスタンドが存在していたわけですが、ガソリンスタンドから火災が起きた事例は全くございません。ガソリンスタンドが損壊した事例は2例ございましたが、その2例のいずれも、隣のビルが崩れたことによっておしつぶされたという事例で、それだけ強い強度と安全性を備えた設備になっております。ですから、消防庁さんのお話というのは、可能性がゼロではございませんが、この書きぶりは表現としてかなり厳しい書かれ方をしているなという印象を持っております。

相澤委員 ガソリンが漏洩すること自体は、給油の操作をちょっと間違えただけで、そこに流れてしまうということはあるわけですね。

伊藤委員 はい。ところが、ガソリンというのは揮発油というふうに別名申しますように、揮発性が極めて高うございますので、漏れたものは短期間で蒸発、気化してしまいます。ガソリンスタンドは密閉されない状態になっておりますので、気化したガソリンは、ひとところにとどまるのではなくて、そのまま蒸散してしまいます。それから、これは水素を否定するわけではないですけれども、ガソリンというのは燃焼する濃度範囲がそれほど小さくなく、濃度が高くないと燃焼いたしませんので、こういう特性から、ガソリンスタンドに起因した火災事故というのがほとんど起きていないという事情になっております。もちろん、意図的に火災を起こそうと思ったら起こせないわけではないですけれども、それは別な議論だと思えます。

大上委員 まず、水素ステーションについては、私、たまたまこの間、北九州で見えまして、見ると、これではちょっと話にならないだろうというのが実感できるような感じがありますので、文章でいろいろ書くのもいいですけれども、写真を、隣のガソリンスタンドの給油機との距離とか、奥行きとか、そういうのを水素ステーション供給機が鎮座している広い空間、規制どおりにやっているわけですけれども、1つはあの写真を添付するというのが、これでは話にならないなというのを実感していただけるよい事例になるのではないかと思います。

あともう1点は、さっきの熱導管の話でも、あるいはグローバルスタンダードの話でも

そうですが、一度、国土交通省の大臣室に孫正義さんが来まして、成長戦略でこういうことをやってくれないと困るという話をしたときに、前原大臣が総合政策局長に向かって「君、どうなんだ」と言ったときに、総合政策局長が「我々だって規制をやりたくてやっているのではないけれども、これは役人として、安全を守るために規制が種々あって、これを自分たちから変えるということはできません。だから、もしグローバルなスタンダードに準じて変えろとか、あるいは事後評価型に変えろというのであれば、やはり総理から号令をかけていただかないと、私たちは何ともなりません」という話をされていたのです。だから、今回のこういう各省の例もいろいろあるとは思いますが、やはり総論のところでもそういう幾つか主要なポイント、性能評価にするとか、こういうこともそうだと思うのですが、そういうものをちゃんと説明をして、これは上からトップダウンで落とししてくれということ伝えることも非常に重要だなというふうに思います。

八田委員 阪神淡路大震災のとき、私も直後に神戸に行って、タクシーの運転手にいろいろ見せてもらったんですけど、あらゆるところで出火したが、ガソリンステーションだけは1ヶ所も出火しなかったと何人かの運転手が言っていたのが印象的でした。それから、33ページの ですが、先ほどおっしゃっていた排熱のパイプラインを、例えばうまく道路の下を通せるようにしようじゃないかという話に、私も大賛成です。しかし、公益性の基準に関しては理論武装しておかないと難しいと思うのです。昔、国交省は、公益性の基準としては、「価格規制がある公益事業をやっている会社が行う事業」ということでした。このため、長距離のガスパイプラインを引く公益事業じゃない会社は、公益特権なしに自力で建設するのが普通です。さらに、ガス会社とか電力会社が規制が外れて自由競争になってしまったら、ガスや電気事業者に公益性があるとは見なせないというような議論もりました。それで、ガスパイプについて、公益性があるということ言うためには、どういう意味でここに公益性があると言うかということに関して、向こうと折衝する前にきちんと整理しておいた方がよいのではないかと思います。もし排熱についてやるなら、当然、普通のガス管のことについても法律で規定されることになるだろうと思います。これは、何年前かの状況で、もう法律に書き込まれているかもしれませんが。

柏木委員 今のことに関連してですけれども、日本というのうは共同溝というのがあって、電力とか、ガスパイプとか、これは公益性がある。文化生活をするには、こういうものは共同溝に入れて大手を振って歩けると。ただ、熱供給というのはぜひいたくたという考えがあったのですよね。熱パイプラインというのは、出生児みたいに入れたいのですよね。だから、そこら辺が、まさに理論武装して、公益事業だという認知はされつつあって、その1つとしては、例えば都市部が非常にコンパクト化してきて、エネルギー密度が上がってくる。そうすると、ごみみたいなものもやはり衛生の観点からごみ焼却する。これは都市部にたくさんありますよね。池袋にあり、新宿にもある。あそこら辺は、例えばパイプラインを排熱パイプラインという形で通せば、これはバイオマス系の熱になりますから、低炭素モデル国家日本という形に貢献できる。そこら辺の理論武装をした方が、私はこの

は極めて重要だと思っけていまして、確かに、低炭素という新しい切り口が現政権で強烈に出ていますから、そういう意味では規制改革をするには非常によい要素だというふうに私は思っています。

それから、あともう1つ、関連してちょっとよろしいですか。スマートメータのことは、太陽電池が入り、車がプラグインみたいな形になってきたり、あるいは燃料電池カーが日本のお家芸で出てくると思うんですけど、そうすると、スマートメータという形で家庭の中に義務化してくる可能性があって、そこら辺の普及に向けた制度設計というのは、国際標準も含めて、32ページに書いてあることは早急に着手すべきだというふうに思っています。一応この範囲内で、私はこれから電力会社が所有権を持ってきちと管理すべきだという考えを持っています。この記述で私は一応賛成ですけれども、極めて重要な課題だと。非常に早急にやらなければいけない問題だというふうに考えています。

八田委員 先ほど柏木先生がおっしゃったことに関連してちょっと補足しますと、要するに、昔のように公益性の基準が、価格規制が行われているかどうかといった、非常に間接的な基準ではなくて、直接的に一種の外部性がある、温暖化に貢献する、あるいは規模の経済に貢献する、そういった直接的な理由を理論武装の際に持っていた方がよいのではないかと、そういうことです。

有村委員 最初に、いろいろお願いした水素ステーションに係るさまざまな規制を記述していただきまして、ありがとうございました。それで、基本的にこの方針に賛成ですけれども、先ほど国際標準でおかしいものは緩和していくという話と、それからもう1つ、材料規定をやめて性能規定にするなどという話が出てきて、これは松村委員からもありましたが、民間業者のイノベーションを促すのだったら材料規制でなくて性能規定でいくべきだということで、それはすごくわかりやすい1つのメッセージだと思うので、ここの対処方針のところに明確に書いていただければというふうに思っております。それで、木材にも関わる話なので、全体的なメッセージの一部になるのではないかと。

それから、対処方針の5番目のところで、水素ステーションの普及開始のために、関係省庁間にて調整した上でとか、たぶん特区みたいな話にもつながるかと思うのですが、これは再生可能エネルギーでもそうだと思うのですが、事業者からすると、いろいろな規制が各省庁にまたがっていて、実際何がネックになるかというのは非常に分かりにくかったりするという意味で、ある意味、ワンストップサービスみたいなイメージがあって、そこに行ったり何かすると、あっちの役所でぶつかる、こっちの役所でぶつかるというような、そこを少し促進してあげられるようなものが5番から発展して出てくれば、本当の新規ビジネスの創設につながるのではないかとというような印象を持っております。

澤委員 34ページのさっきの熱導管のところの考え方ですけれども、基本的考え方と対処方針は、これをずっと読んでいくと、熱供給事業法に位置づけられない熱導管も含めて道路はちゃんと使えるようにしてくれと、そういう趣旨でよいですね。そうすると、対処方針のところで、道路法への明記と書いてあると、すごくハードルが高くないかと思

いまして。つまり、熱供給事業法で道路に設けられる熱導管については、建設省道政発 62 号とあるのは、多分通達ですね。

事務局 通達です。

澤委員 その程度でできる話であれば、全部を道路法へ明記するという対処方針にしてしまうと、そもそも通達を明確化し、あるいは熱供給事業法以外の導管にも、通達でそれでいいんだよと出せば済む話を、わざわざ道路法に明記しろというふうに言うのは、ちょっとハードルが高いというか、逆に規制緩和をやりにくくしてしまうのではないかと思ったのですけれども。

安念委員 私も賛成です。道路法 32 条 1 項 2 号に則りと言えばよいのではないですか。

澤委員 そういう意味ですけど。

安念委員 熱導管を通すならそれでいいじゃないかと言えばよいと思います。

吉田参事官 事務局の理解は、熱供給事業法に規定する導管というのはこれで読めるということで、熱供給事業法に位置づけられない、単に排熱を通すような、道路の下に通すような導管というのは、国交省は勘弁してくれということなのです。それはなぜかというと、さっき八田先生がおっしゃったように、公益性といっても、何でもかんでも公益性で道路の下を掘り返すのか、もうやめてくれというのが国交省のここに書いてあることなので、これを道路法に明記しないとたぶんだめなんです、道路法に明記しろということ自体がウルトラ C ぐらい難しいお話だと理解していただければ結構です。

安念委員 道路法は関係ないでしょう。露店や自動販売機だって占有許可なんだから。まあいいです、それはまた後でやります。

松山事務局長 それでは、一応これで山崎主査、総括していただければと思います。

山崎主査 今のお話は特に典型的かと思うのですけれども、土地や住宅の問題や容積率の問題とも関係しているのですけれども、道路の上とか下をうまく使うような仕組みがなかなかなくて、もう少し占有許可が、例えば電柱や何かでも、ただで電力会社に貸しているわけですよね。地中にある導管を含めて、公益性があるからただで入れるというのではなくて、オークションにかけて、ちゃんとお金を払ったら入れてあげると。そういうようなやり方で電気やガスについてのプライシングまで考えていったら、将来的には非常におもしろい仕組みができるんじゃないかと思っております。どうもありがとうございました。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、ただ今いただきました御意見を踏まえまして、両主査と御相談の上、修正をさせていただきます。

それでは、ここで約 10 分休憩をさせていただきます。

(休 憩)

松山事務局長 再開をさせていただきたいと思います。最後のグループでございますけれども、森林・林業の再生及び住宅・建築分野での省エネルギーの促進に関連いたします、具体的には から につきまして御審議をいただきたいと思います。これにつきましても、最初に事務局の方から簡単に御説明をさせていただきます。

事務局 まず 「国産木材の利用促進（「集成材の日本農林規格」に係る性能規定の併用導入）」でございます。

こちらのJAS規定に関しましては、5年ごとに見直しを行うこととされております。規制の概要に記載されています3つの項目に関しましては、規制改革集中受付月間、21年6月ですけれども、農林水産省において対応するという回答を得ております。本件は、国産材の利用促進を加速させる観点からも、次期見直しの24年度を待たずに、早期に安全性を検証の上、性能規定の併用導入を図るべきであるというものです。ですから、対処方針につきましては、該当項目について早期に性能規定の併用導入を図るとしてしております。

事務局 から にかかけましては、前回、集中審議で御審議をいただきましたので、対処方針の変更はないのですけれども、「大規模木造建築物に関する構造規制の緩和」のところで、39ページ、幼稚園の設備基準等の考え方に関しまして、文科省からの回答が出てまいりましたので御紹介をさせていただきます。

39ページ、丸の2つ目ですが、基本的に幼児の生活の特性から、1階に保育室等を設置するのが望ましいということですが、2階に設置する場合には、安全を確保する観点から耐火建築物である必要があるということであり、下の方の参考に記載があるのとおり、その制定は昭和31年ということですので、ここも3,000平米の話と同様、技術の進歩というのを見据えていただきたいと思っております。

対処方針は41ページにあるとおり、面積基準等の基準を緩和することの検討と、あとは幼稚園と保育園を同じ扱いとするとしております。

続きまして、「鉄筋コンクリート造と木造との併用構造とする校舎等の構造計算に関する規定の緩和」です。こちらも国土交省から回答がきております。42ページの一番下ですが、剛性率の検討に当たりまして、保有水平耐力計算をやれば検討不要であり、建築は可能という回答ですが、43ページ、基本的考え方の上から3つ目にありますとおり、この保有水平耐力計算というのを行うに当たって、木造というのは様々な素材を使うため、計算に必要な構造特性係数という数値が定められておらず、実質的には建築できないと事業者さんから伺っております。

続きまして、「木造耐火構造に関する性能評価試験の試験方法の一部見直し」です。44ページの下の方、外壁の屋外については、隣接する建物の燃焼が終了しても放射熱等を受けるので、試験炉に設置したまま一定時間、耐火性能1時間であれば、その3倍の3時間放置するのが合理的であるというのが国土交通省の回答でございます。これに対する考え方ということで、45ページの3ポツ目ですが、炉内に放置するというのはなかなか温度が下がらないので、炉外放置の妥当性検証という研究が行われているという記載をしております。

対処方針については、こちらに変更がありませんで、46ページ記載のとおり、一定時間の放置を脱炉状態とするということでございます。

続きまして、「住宅・建築物に係る省エネ基準の見直し」ということですが、こちら

は国交省、経産省ともに同一回答でして、48 ページの下の対処方針に書いていますとおり、住宅と建築物がありますが、建築物について新たな省エネ基準を策定する。それに当たって、措置の実行力を高める方策、具体的なイメージまでは記載していませんが、方策も検討してほしいということとしております。

以上です。

松山事務局長 それでは、 から につきまして、概ね 7 時 30 分ごろまでをめぐりにいたしまして御意見をいただきたいと思っております。速水委員、お願いします。

速水委員 は、性能規定を今後併用導入していくということで大変ありがたいのですが、けれども、ほかにも、先ほどの伊藤委員の御意見と同じように、いろいろなところでぜひとも建築も性能規定に変えていくというふうなところが大事だと思っております。

そのほか、 にいたしましても、 にいたしましても、ある意味予想されたような回答が多いのです。それぞれの規定がなぜその数字なのかという説明はなく、こちらがそれを妥当でない証明をしなければならぬ。これはちょっとおかしいだろうと。妥当だということならば妥当性の証明をなささいという形でやっていただかない限り、建築の数字を変えていくことは遅々と進まない。建築の場合、歴史的な流れで、そういう数字が決められてきたということであって、その数字の妥当性みたいな話が実はどこからも出てこないという不思議な世界があります。もちろん妥当な数字というのは当然あるわけで、ある場合はしっかりと出していただければ全然問題ないわけですが、ほかにもそういうことはたぶんたくさんあるだろうと思うのですが、歴史的に非常に長い規制がかかっているものに関しては、数字の妥当性を逆に説明を求めるといっていかない限り、同じ回答しか返ってこないという気がいたします。少し全体的な話になってしまって、具体的な話ではなくて申しわけないです。

大塚副大臣 今、速水さんがおっしゃっていただいたことは、前回、私の方から、個々の整理とは別に、全体の方針として、例えば規制の見直しの原則みたいなものを分科会として提示したらどうだという御提案を申し上げたのですけれども、それに関わる話でありまして、おっしゃるように、原則の中に、今後、例えばサンセットルールで 10 年たった規制は必ず俎上に乗せる、ないしは、関係者や国民から、この規制について見直してほしいということが提起された場合、それを議論するプラットフォームが用意されていれば、そのプラットフォームで規制主体の側が、その規制の合理性について説明責任を負うというふうにしておけば、今おっしゃったことは公開の場でまさしく議論されていくわけなので、御意見の趣旨は非常によくわかりますので、全体方針の中でそういうことをちゃんと述べていかなければいけないなど、私もそう思います。

速水委員 大変力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。実際に建築の場合は、可能であるという回答が大半でございます。事実、日本にはたくさんの建築士がいらして、工務店なり建築会社があって、可能であると言いながらほとんど建たないという、そういう結果的事実みたいなものをやはり国交省の方々は認識していただかなければ

いけないと思うのです。可能であると言われながら建たないのは、それは不可能だろうというところがございますので、先ほどの数字の話も、基準としては非常に分かりやすく、まるで建つように言われるのですが、実は木造の方でそういう数字を出す形になっていないとか、実際には全く建たない話だというふうなところがございまして、結果として建っているか建っていないかということは非常に大事だと思うのです。特に、国産材活用、あるいは木造を増やしていこうというふうなお考えをお持ちの場合に、その部分をチェックしていく。それを国交省としてどう対応するのか。最後、増えなかったらどうするのかというところが大事だと思うので、増やすという意識を共有していくということをやりたいだけだと思います。

目加田委員 先ほどの自然エネルギーのところ、澤委員が駐車場に太陽光パネルを設置するという話をされていて、それは例として非常にわかりやすいと思ったのですが、これにしても、私のように素人ですと、例えば幼稚園の基準が昭和31年に設置されたものであって、それ以降、全然見直しされていないということが非常に驚きですし、一般の人たちにたぶん知られていないと思います。このワーキンググループの中でどういう規制改革をしようとしているのかということについて、一般の人たちに分かりやすい形で、1つの事例として、一般の人たちにたぶん知られていないと思いますので、そういう改革を進めていくことがまさしく本来の目的である国産木材の利用を促進することになるのだという形で説明することがよいのではないかなと思うのです。ちょっと別の話ではないですけども、やはり規制改革で何を実現しようとしているのかというプレゼンテーションの部分というのも非常に大事だと思いますので、そういうところで随所に具体的な事例を入れていけたらいいんじゃないか。そのために、今の事例というのは非常にふさわしいのかなという印象を持ちました。

松山事務局長 目加田委員のただいまの御指摘は、全く私どももそう思っておりまして、対処方針シートで申しますと、4番目の項目の要望・具体例というようなあたりに、なるべくこういう問題が指摘されている、こういう要望が出てきているということで記述しようとしておりまして、ただいま御指摘のような点も含めて、こういうところに追加すべきものがありましたら追加したいと思います。

大塚副大臣 今の話の続きですけども、対処方針のところの記述ですが、例えば、幼稚園の基準を緩和というのと、それだけで反応がありそうで、そうであるとする、そもそも現在の基準に枕詞が必要で、「合理的根拠の明示されていない基準の合理化」とか、あるいは「現実化」とか、あるいは「時代的变化に適應した見直し」とか、だから「緩和」という言葉が必ずしも適切ではないかもしれないので、そこは事務局で表現を工夫してください。

松村委員 「緩和」という言葉がよくないというご意見に賛同いたします。それで、前に戻って申しわけないのですが、先ほどの水素ステーションのところでも、最初に見せていただいたバージョンは「緩和」という言葉がずっと使われていたのですが、緩和が目的

なのではなく、国際標準から見てかけ離れた規制についてはちゃんとその合理性を説明せよとか、そういう原則が出てくるようにということで、「緩和」という言葉が消えたのだと思います。同じように、ほかのところでも、「緩和」という言葉を使い過ぎると、安全性を軽視しているのかと言われかねないので、ここだけではなく、「改革する」という形で言い換えられないかをチェックしていただければと思います。

大塚副大臣 私も松村委員と全く同じ印象を持ってまして、だから、ここはあえて「規制緩和」とは言っていないで「規制改革」と言っているのですが、先ほど私、枕詞に「合理的根拠のない」というふうに申し上げたのですけれども、結局、今さまざまに議論をいただいている全ての規制・制度は、合理的根拠のある規制や制度を構築したいということなんですよ。 「緩和」でもなければ「強化」でもなくて、それぞれが合理的根拠があるかどうかということが非常に重要で、ひょっとすると、国民の皆さんに対するこの分科会全体のメッセージとしては、常識だと思っているいろいろな規制や制度が果たして合理的根拠があるかどうか説明を受けたことがありますかと、こういう話ですよ。だから、そういうトーンで全体の資料の取りまとめをしていただけるとありがたいということも重ねてお願いをしておきます。

澤委員 全然門外漢なので質問に近いのですけれども、今まさに話題になっていた 3,000 平米の話ですが、緩和する言葉はともかく、何平米にすればよいか、今度は逆に要望する側が合理的な数字を出さなければいけないというのもあるとあって、どれぐらいにすれば効果があるのかという数字はあるのですか。

速水委員 ある意味、コンクリートでつくれるようなものだったら、木造でも、今の技術であればみんなつくれるわけですね。だから、木造だからといってこういう特別な規制をかませていくということ自体は、既にもう技術的な部分から見たら、木造だからという規制である一定のところまで止めてしまうということはおかしいだろうというふうな捉え方で結構かと思います。耐火、あるいは準耐火、そういう議論が最終的にはこの中の議論になっておりますので、そこをどう見ていくかということになりますので。

澤委員 そうだとすると、書き方として、木造だからということだけでなく、材質に関わらず基準を一律化すべきという書きの方がよいのではないですか。要するに、3,000 平米のほかに合理的な数字があるかということ、そういう数字の問題ではなくて、木造ではなくて、コンクリート製でつくっても、木造でつくっても、耐火性能はほとんど変わらないのでということではないのですか。

速水委員 最終的には耐火の議論として、燃えるか燃えないかという議論になってしまいます。当たり前の話ですが、コンクリートだったら燃えないわけですね。そうではなくて、準耐火で十分でしょうという話として、構造技術的にはどれだけの大きさにしても大丈夫ですよというお話を申し上げたのです。

澤委員 そうだとすると、基準を緩和するというよりも、基準を廃止するというようなことをおっしゃっているわけですか。

速水委員 準耐火でもいいだろうということですね。

八田委員 伺っていると、元来、性能規定であるべきなのに、木造のところだけは仕様規定となっている。すなわち「性能がどうであれ、木造だったらだめだ」ということになっていることが問題の根源です。木造に関しても要求されるべき性能をきちんとリファインして、どういうことが必要かということを決める必要があります。木造でもそれに合えば合格にするし、合わなければ、残念ながらそれは不合格にせざるを得ない。だから、性能をはっきりしろということじゃないでしょうか。

大畑委員 速水委員にちょっと教えていただきたいのですが、国産木材の利用促進に絡むのかどうか分かりませんが、建築基準法の施行令 20 条の 8 という居室には原則として換気設備を設けなければならないという法律です。国産木材使用の住宅であれば、換気扇はつけなくてもよろしいのでしょうか。

速水委員 いいえ。たぶん今は高密度・高断熱住宅を推進した結果として、一気にアトピーとか、機密性が高まった結果としての疾患が非常に増えたのです。その結果として、今度は 24 時間換気というのが、話としては非常におかしいのですが、高機密・高断熱をやったから、今までの家というのは、1 時間に 4 回とか、空気が完全に変わっていったのが、高機密・高断熱になるとほとんど外との空気の対流が少なくなったわけです。当たり前の話で、そうしたわけですから。途端に住環境が悪くなったわけですね。それで、子どもたちのアトピーなんかが増えたということで、新しい住宅には 24 時間換気を義務づけた。それで、実はスイッチをつけるなという命令が出まして、メーカー側が建ててから崩すまで永遠にモーターを回されたらたまらないみたいな話があって、スイッチをつけようかという話になったら、手の届かないところにスイッチをつけなさいとか、何か分かったような分からないような 24 時間換気の規制が残っているのですが、どこでもつけなければいけないということです。

草刈分科会長代理 2 番目の幼稚園のことですけれども、これはこのとおりだけれども、ただ問題は、幼稚園というのはこれからあまりできないですよ。保育園の方が増えていきますよね。またさらに、幼稚園と保育園を一緒にした認定こども園と呼んでいるものがありまして、この幼稚園を改装して、あるいは建て直してそれにする場合にこの基準が非常に邪魔になるということだと思ってしまうので、認定こども園を含めた、あるいは幼稚園に準ずるという言葉を入れておいた方が、実際には役に立つのではないかと。つまり幼稚園を建てるときに、こういうふうにしなればだめだよねというのがここで言っている話なので、幼稚園だけでは小さな話になってしまう。

大上委員 1 つだけ質問になってしまいますが、準耐火構造で 3,000 平米を超えたときに、これは木造建築以外においては、広さの制限というものは特にないと思っていてよろしいのですか。これは速水さんへの質問ですが。先ほど澤さんも質問されていた件で、仮に 3,000 平米という制限をやめるといったときに、そこから先、広さの制限というものは特にない。極論すると、日本中、準耐火構造であれば木造建築物になっても構わないとい

うことですか。

速水委員 日本中準耐火というよりは、それは場所によって耐火構造でなければいけない場所というのは当然場所としてはあるわけですね。しかし、そういうところにかかわらず、学校はこういう条件だとか、3,000平米のときはそういう条件だというふうなことですから、それを取り払えば。

大上委員 取り払えばいくら広くてもいいということですか。

速水委員 建つということですね。

大上委員 わかりました。

大畑委員 省エネ住宅とか、エネルギーを使わない、スイッチはこまめに消しましょうといいながら、24時間換気扇をずっとつけておかなければならないというのは、私には非常に理解しがたい法律です。例えば国産木材を使った家自体が呼吸をするような住宅は換気扇をつけなくてもいいということであれば、国産木材の利用につながるのではないかと思ったのですけれども。

速水委員 高機密・高断熱というのは、エネルギーとしては非常に効率のいいものだと思いますので、ここはなかなか反対できないのですけれども、伝統的な建築を建てる連中から言えば、セーターを1枚着てくださいと。そっちの方が正しいよという世界は本来あるのかもしれませんが。そうなったときには、高機密・高断熱ではなくても、セーター1枚多めに着て家に居ればいいじゃないですかというふうな話になってしまう。ところが、それは現代においてはなかなか通らないので、やはり高機密・高断熱をどんな形でも進めていく。そうなってくると、さまざまな化学物質を使わない努力というのは、逆にそちらの方を進めていって、24時間換気なり何なりをしなくてもいいような状態をより追求していくという形しかないのではないかというふうな気がいたします。セーター1枚着て過ごそうという方は、そういう家を建てていくという、選択の問題だろうというふうに思っております。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、先ほど30分をめぐりと申し上げましたけれども、もし概ね御意見が出尽くしたようでしたら、山崎主査の方から、これまでの3つのパート全体をできましたら総括していただいて、対処方針についても少し述べていただければと思います。よろしく申し上げます。

山崎委員 先ほど松村委員と大塚副大臣の議論にありましたように、緩和をするというのはちょっとミスリードだということで、国際的な標準と乖離しているのだったら、その理由をきちんと明記すべきだと。それから、本当に合理的な根拠があるかどうかということについて、もう一度全体と対処方針等について見直しをしたいと思います。

順番に申し上げますと、対処方針シートの太陽光発電設備の建築確認申請のところ、澤委員がおっしゃっていたことだと思いますけれども、スーパーの屋上の駐車場の上面につけた太陽電池パネルを容積率にカウントするのはまずいのではないかと、これは課題として、適当な場所に例示として明記したいと思います。

それから、 の再生可能エネルギーの地熱の方ですけれども、標準審査期間を遵守させるというお話がありました。明示だけではなくて、遵守させるという趣旨も追加したいと思います。これも各項目共通かと思います。

次に、 の水素のところですが、工程表のところ、先ほど国際標準の話がありましたが、国際標準との整合性を図る。それから、技術の進展に合わせた性能基準化というのを趣旨として追加したいと思います。

さらに、 の熱導管のところ、対処方針として、道路法 32 条のお話が安念先生、澤先生の間で議論がありましたけれども、これはもう少し事務局でチェックしたいと思います。32 条で読めるのか読めないのかということですので、これを確認したいと思います。

それから、今の の国産木材の利用促進のところですが、幼稚園の話は、幼稚園だけじゃなくて、「認定こども園も含めた」、あるいは「幼稚園に準ずる組織も含める」というように書き方を変えてはどうかということです。

それから、「緩和する」というお話は、速水委員の方で。

速水委員 では、「緩和」ではない言葉を検討するのを、少しいただいて適切な言葉を検討させてもらいます。

山崎委員 これまでの件はよろしいでしょうか。この後は、皆さんにこれで了承いただいて、田村政務官と私の方で取りまとめをしたいと思いますので、御了承いただければと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

松山事務局長 主査、ありがとうございます。それでは、また続けざまに恐縮ですが、山崎主査の方から、サブグループの検討結果の報告をお願いいたします。

山崎委員 資料 4 が住宅・土地サブグループの対処方針シートでございます。4 月 22 日に、15 時から 16 時半の間、有村委員、安念委員、大上委員、八田委員、早稲田委員と私の計 6 名でこのグループで議論いたしました。住宅・土地関連の 11 の検討項目があったのですが、それについて調査・審議をしまして、項目をかなり整理しました。そして、5 つの検討項目として対処方針についての結論を得ましたので御報告いたします。そこに 5 つ挙がっているものでございます。

第 1 に、区分所有法上の建替え・改修に係る要件の緩和からいきたいと思いますけれども、これは一番最初に、少しハードルが高いのではないかという話がありましたけれども、新政権ならやってくれるということで、あえてこれを重要検討項目とさせていただきます。老朽建築物ストックの増加に伴いまして、これから耐震化等で、また環境配慮の観点から重要な案件であるということで皆さんの同意が得られましたので、重要検討項目として取り上げるべきとの結論に達しました。

そこに対処方針がございます。4 ページにあります。簡単に申し上げます。建物の円滑な建替えや改修等を促進するためには、区分所有法上の建替えや改修に係る決議要件の見直し、反対者に適切な補償をするための客観的な評価基準の確立を含めた種々の措置が

必要である。このような視点から、住宅・都市行政を所管する国土交通省と密接な連携のもと、引き続き制度改正に向けた検討を行い、早期に結論を得るということでございます。

もう1つは、借地借家法でございまして、これも建替え等についての再開発等の阻害要件になっているものです。ここでも2番目の対処方針を御覧になっていただきたいのですけれども、要するに、弱者保護をきちんと打ち出した上でやってみようということで、借地借家法の正当事由制度を変えるときには、借家人は弱者じゃないかという議論が必ず出てきます。さすがに全部が弱者ではないのですけれども、弱者である借家人の保護を十分に図った上で、建物の老朽化、耐震性、再開発等を理由とした建替えの必要性がある場合において、借家人から円滑に明渡しを受けることを可能とする方策について、同じように住宅・土地行政を所管する国土交通省と密接な連携のもと検討し、早急に結論を得るということになりました。

基本的には、木造密集住宅地域とか、それから、マンションの中にも借家人がいる場合には、借家人に退去をお願いするということはなかなかできません。ですから、こういう借地借家法の例えば建替え事由が発生したら、借家権を停止して円滑に退去をお願いする。そして、それが建替えを促進して、新しい安全な住宅に生まれ変わるということで、非常に重要な意味を持っております。

それから、もう1つは、容積率の緩和です。これは、今まで議論しておりましたエネルギーとの関係でも非常に重要で、先ほど澤委員の御指摘もありましたように、容積率を緩和して土地を高度利用する。それによって、郊外の緑地を保全することもできますし、また、送電網が長くなりますので、送電網を長くすることを防いだり、それから、容積率を規制していますと、みんなが通勤時間に一生のうちかなりの時間を費やすというようなことがございます。そういう意味で、容積率の緩和という3つ、特に今申し上げた区分所有法の改正、それから借地借家法、それから容積率の緩和という3つを上手に使えば、安全で安心で、そしてエネルギー上もロスのない、非常に効率的なまちがつけれるということで、議論の途中では、都心居住、コンパクトシティ、景観について、また環境やライフライン等のインフラ整備等の効率性の面からも推進すべきだという意見がたくさんありました。その中で、容積率規制を緩和したときに、日影等が問題になるわけですね。高度利用しますと、北側の家の日照が奪われる。そういう問題がありまして、ただ、その日照についての補償がきちんとしたものではありませんので、日照権の価値等について補償を客観化して明確化する。そして、社会的コストを負担させるというようなことを明記することによって、社会的費用を全体で負担して、そして、より効率的なまちづくりができるのではないかと思います。

この対処方針を見ていただきたいのですけれども、ここでもそういうことが書かれています。12ページです。環境負荷の低減、高齢化社会への対応、財政負担の抑制、防災機能の向上、経済の活性化などの観点から、都市中心部の住宅用途の容積率の緩和、地区外から容積率を移転することを可能にする容積率の移転制度の整備、日影規制の見直し、老

朽建築物の建替えに資する容積率の緩和に係る具体的な施策について検討し、結論を得るという対処方針に至りました。

それが大きな3つの目玉で、これは実際に都市の容積率を上げるための3つの障害になっているようなものを少しでも緩和していく。あるいは、縛りを緩めるということにつながると思います。

それから、4番目と5番目については、これは既存不適格建築物の活用のための建築基準法の見直しと、建築確認審査手続の簡素化については、現在、国土交通省で設置されました建築確認手続等に関する検討会において、規制改革要望等に沿った方向で議論が進められているそうです。しっかり検討を行うよう、対処方針を示しました。これは、御覧になっていただければわかると思います。後で御覧になっていただきたいと思います。

それから、先ほども大塚副大臣からいただいた2枚紙のマニフェストの中の7番目に「区分所有建物の建替え・改修の要件緩和」ということが入っておりますので、こういうことから、法務省、国土交通省と連携を図って進めていただきたいということでございます。

以上をもちまして、住宅・土地サブグループにおける調査・審議の結果報告をさせていただきます。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、このサブグループの御報告につきましては、お任せをしておったわけでございますので、そのようなことで、これも併せて山崎主査の方から明日の分科会に御報告いただくということにさせていただきたいと思っております。

それでは、本日は大変精力的な御審議をいただきまして、ありがとうございます。

最後に、田村主査、いかがでございましょうか。

田村政務官 長時間、どうもお疲れさまでございました。いただいた御意見を踏まえて、明日の分科会でしっかりと報告をさせていただいて、そして、ゴールデンウィークの後、大変時間は限られておりますけれども、政務官、場合によっては副大臣、そして更に場合によっては大臣レベルで各省庁と折衝させていただきたいと思っておりますので、また引き続きいろいろな形で御協力いただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

松山事務局長 それでは、大塚副大臣、最後にいかがでございましょうか。

大塚副大臣 私からも御礼申し上げます。本当に長時間、ありがとうございました。また、研究者の先生方もだいぶ御参加いただいているようでありますので、それぞれの所属しておられる学会などでも、規制や制度の見直しのプリンシパルというのはどうあるべきなのかということをぜひ問題提起をしていただければと幸いです。併せてお願いを申し上げます。ありがとうございました。

松山事務局長 では、今後の進め方につきまして若干申し上げますと、本日の御意見を踏まえまして、対処方針シートをこれから両主査と御相談をしまして、明日の分科会に報告をさせていただきます。その後、分科会を経まして、必要に応じ、所要の調整を経まし

て、5月中旬を目途に各省庁との調整を行いたいというふうに考えております。調整の結果及びその後の最終の行政刷新会議報告までのスケジュールにつきましては、また後日、事務局の方から御連絡をさせていただきたいと思っております。

本日は、本当にお疲れ様でございました。ありがとうございます。